

尾花沢市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 17,762	千円 10,886,063	千円 720,842	千円 1,953,974	% 18.0	% 17.6

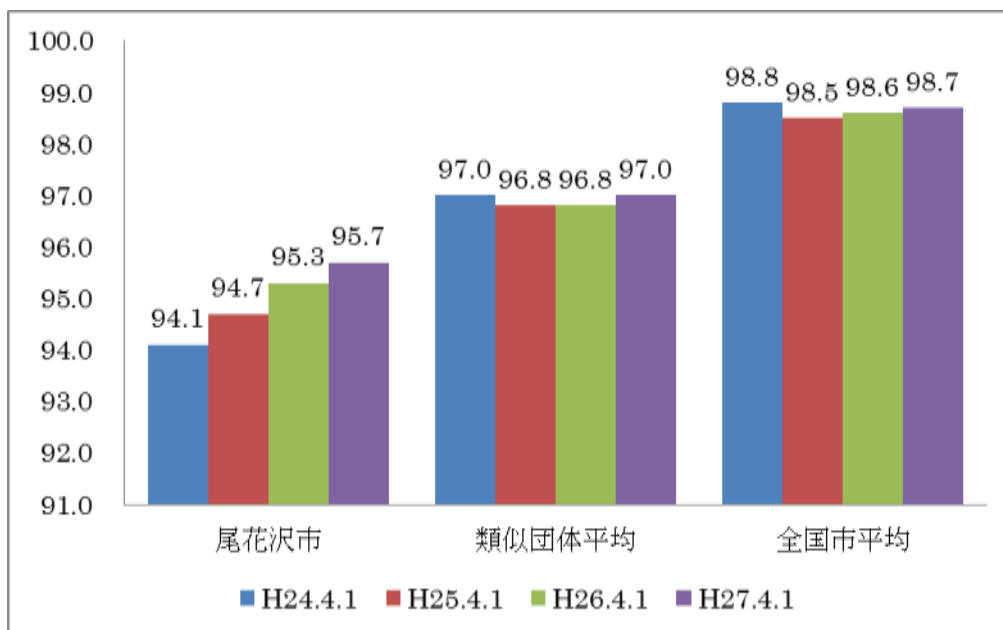
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
26年度	人 234	千円 808,053	千円 148,034	千円 284,428	千円 1,240,515

(参考)一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,301	千円 5,737

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレース指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

県準拠で給料表を改定しており、引き上げ率が国よりも高いため。
平成23年4月1日から、国よりも高い昇給回復措置を行っており、国では回復していない年齢層の昇給も回復したため。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
26年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
26年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)山形県人事委員会勧告に準じ、給料表を改定し(医(一)を除く)、1人当たりの給料月額は平均1,700円の引き上げ。概ね55歳未満は増額、55歳以上は減額改定となる。減額改定となった職員については、平成30年3月31日まで現給保障を実施。

技能労務職給料表については、県に準拠し、1級制から4級制とした。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

地域手当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、山形県人事委員会勧告に準じ見直しを実施。
（平成27年4月1日実施）

通勤手当については、山形県職員に準じ、手当額を改定。概ね30km以上の通勤距離に該当する通勤手当が増額。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
尾花沢市	41.3歳	303,000円	354,300円	328,015円
山形県	44.3歳	347,600円	433,900円	374,200円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	42.8歳	322,071円	377,770円	346,741円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
尾花沢市	45.5歳	11人	297,200円	320,800円	313,452円	—	—	—	—
うち学校給食員	40.5歳	5人	272,900円	287,140円	286,937円	調理師	41.1歳	214,300円	1.34
うち自動車運転手	*	*	*	*	*	自家用常用自動車運転者	51.6歳	179,500円	*
うちその他	45.2歳	4人	290,800円	323,150円	311,825円	—	—	—	—
山形県	47.2歳	524人	335,500円	373,900円	355,200円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	289,141円	373,900円	328,318円	—	—	—	—
類似団体	50.2歳	19人	308,367円	332,564円	320,380円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
尾花沢市	—	—	—
うち学校給食員	4,545,280円	2,855,700円	1.59
うち自動車運転手	*	2,380,000円	*
うちその他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成24年～26年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク（*）」としている。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
尾花沢市	— 歳	— 円	— 円
山形県	— 歳	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
尾花沢市	37.2歳	276,900円	343,566円	300,704円
山形県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	36.9歳	284,528円	344,666円	309,010円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		尾花沢市	山形県	国
一般行政職	大学卒	178,400円	178,400円	174,200円
	高校卒	145,500円	145,500円	142,100円
技能労務職	高校卒	140,900円	140,900円	—
	中学卒	—	127,700円	—
消防職	大学卒	—	—	—
	高校卒	150,000円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成27年4月1日現在)

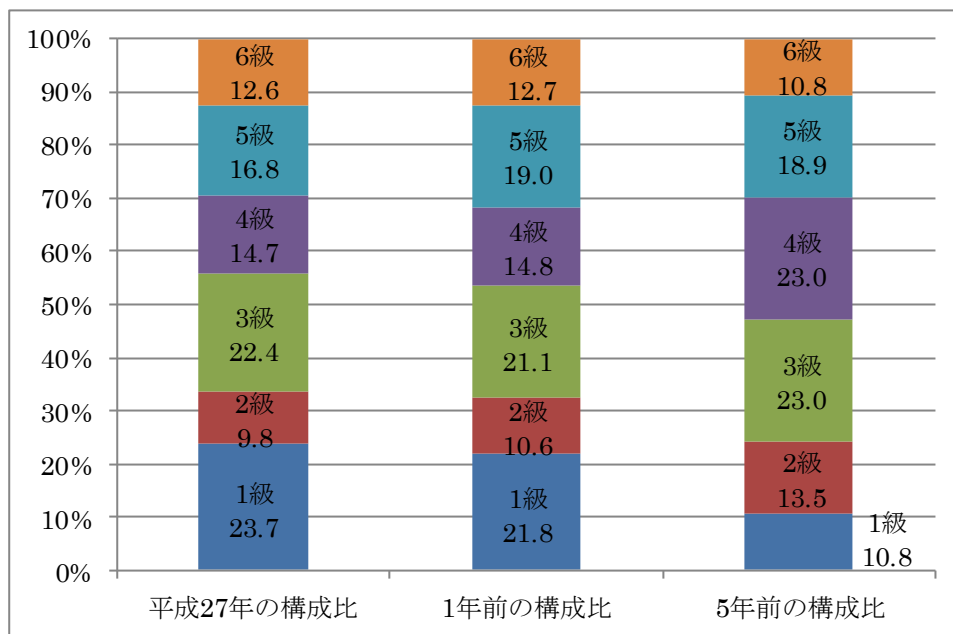
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	259,100円	357,600円	383,000円	408,100円
	高校卒	210,100円	323,900円	359,600円	392,600円
技能労務職	高校卒	226,800円	288,300円	—	339,300円
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	18人	12.6%	323,500円	417,800円
5級	補佐	24人	16.8%	291,900円	400,200円
4級	主査、係長、主任	21人	14.7%	264,600円	387,900円
3級	係長、主任	32人	22.4%	229,300円	356,200円
2級	主事	14人	9.8%	192,200円	309,200円
1級	主事	34人	23.7%	140,900円	250,900円

- (注) 1 尾花沢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年1月1日に、各職員の1年間の勤務成績を判定し、昇給の号給数を決定している。
 今年度から、人事評価制度を実施するが、制度の内容についても検討を重ね、今後勤務成績を昇給により反映できる仕組みについても検討していく。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

尾花沢市	山形県	国
1人当たり平均支給額（26年度） 1,253千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,608千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.40月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

人事評価制度の内容を踏まえながら、今後検討していく。

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

尾花沢市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 3～45%加算			定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
1人当たり平均支給額 17,526千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			0.0 (0.0)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		2,894千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		241,133円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		4.5%	
手当の種類（手当数）		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医務手当	診療所に勤務する医師	医務に従事したとき	①基準額月額260,000円に1年増すごとに20,000円ずつ加え、職務の級の区分による月額との合計額 1級 80,000円 2級 90,000円 3級 100,000円 4級 110,000円 ②医務手当（月額） 所長 200,000円 医長 120,000円 ③救急診療待機手当（日額） 18,000円以内 ④救急診療手当（日額） 救急診療待機中、診療業務に従事した医師 18,000円以内 ⑤日曜当番診療手当（日額） 35,000円 ⑥健康診断業務手当（月額） 40,000円以内 ⑦嘱託医師業務手当（月額） 100,000円以内
診療業務手当	診療所に勤務する職員	放射線、臨床検査及び伝染性疾患の治療に従事したとき	月額 1,500円
		死体の処置の業務に従事したとき	1件 500円
夜間看護手当	診療所に勤務する職員	深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	4時間を超える場合 1回 4,200円 4時間に満たない場合 1回 2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	64,670千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	276千円
支給実績（25年度決算）	59,743千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	251千円

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	1.配偶者 13,000円 2.配偶者以外の扶養親族それぞれ 6,500円 (職員に配偶者がいない場合はそのうち 1人について11,000円) ※扶養親族である子のうち、満15歳に達 する日後の4月1日から満22歳に達す る日以後の最初の3月31日までの間に ある子1人につき5,000円加算	同	—	23,598千円	181,523円
住居手当	1.月額23,000円以下の家賃の場合 家賃—12,000円 2.月額23,000円を超える家賃の場合 11,000円+{(家賃—23,000円)÷2} ※限度額 27,000円	同	—	11,547千円	235,653円
通勤手当	1.自家用車使用 通勤距離に応じて支給 月額25,000~37,200円 2.交通機関等利用 利用区間等に応じて支給 ※限度額55,000円	異	支給額	9,616千円	66,317円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 月額 41,000円	異	支給額	9,348千円	445,143円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日 等に勤務した場合 135/100	同	—	10,749千円	249,977円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時~翌日の 午前5時までに勤務した場合 25/100	同	—	3,630千円	75,625円
寒冷地手当	扶養親族のある職員 17,800円 その他世帯主である職員 10,200円 その他の職員 7,360円	同	—	14,876千円	56,348円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等	
給 料	市 長	728,000 円 (910,000円)	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 市 長	612,000円 (680,000円)	1,010,000円／440,000円	
報 酬	議 長	405,000円 (420,000円)	528,000円／304,000円	
	副 議 長	363,000円 (375,000円)	450,000円／264,000円	
	議 員	340,000円 (350,000円)	420,000円／249,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(27年度支給割合) 2.93月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 2.93月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	退職日給料月額×勤続年数×56.7/100	24,767千円	任期ごと
		退職日給料月額×勤続年数×33.1/100	10,804千円	任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

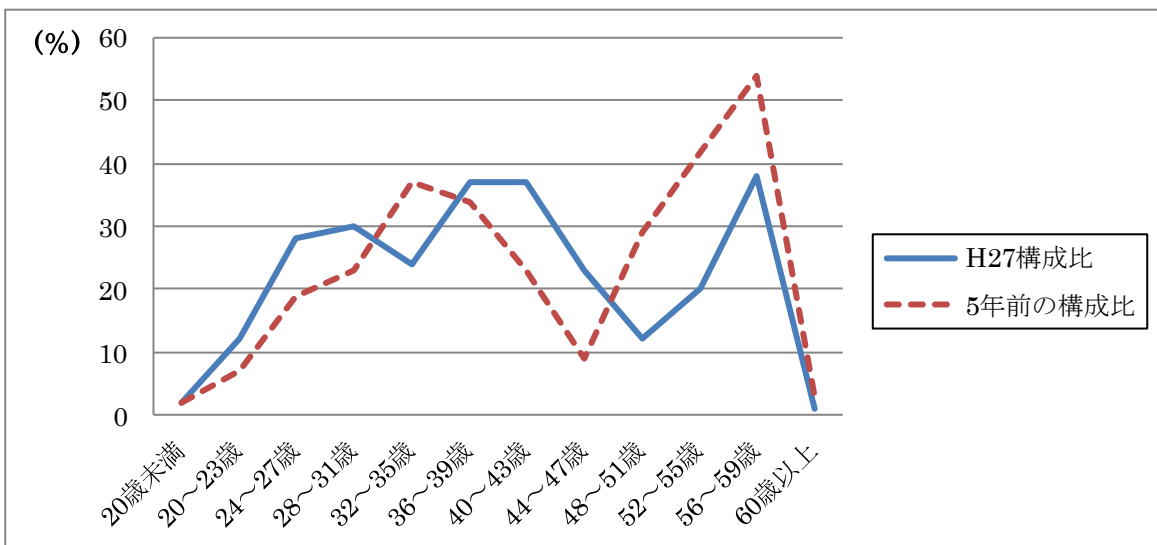
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議会	4	4		
	総務	46	50	4	業務見直し、課の増設に伴う増
	税務	14	13	▲1	事務の統廃合による減
	労働	1	1		
	農林水産	15	14	▲1	事務の統廃合による減
	商工	8	8		
	土木	16	15	▲1	退職者不補充による減
	民生	36	35	▲1	事務の統廃合による減
	衛生	17	15	▲2	事務の統廃合による減
	計	157	155	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 88.39人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 69.27人)
	教育部門	27	26	▲1	事務の統廃合による減
	消防部門	50	50		
	小計	234	231	▲3	<参考> 人口1万人当たり職員数 131.74人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 91.01人)
公営企業等部門	病院	17	17		
	水道	4	4		
	その他	12	12		
	小計	33	33		
合計		267 [310]	264 [310]	▲3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 148.63人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	12人	28人	30人	24人	37人	37人	23人	12人	20人	38人	1人	264人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	27年	26年	25年	24年	23年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	155	157	158	158	162	168	▲13(▲7.7%)
教育	26	27	31	33	33	34	▲8(▲23.5%)
消防	50	50	50	49	48	47	3(6.4%)
普通会計	231	234	239	240	243	249	▲18(▲7.2%)
公営企業等会計	33	33	35	35	33	34	▲1(▲2.9%)
総合計	264	267	274	275	276	283	▲19(▲6.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。